

告示第33号

東秩父村新庁舎ネットワーク基本設計業務に関する公募型プロポーザルの実施について

東秩父村新庁舎ネットワーク基本設計業務に関する公募型プロポーザルの実施について、公募型プロポーザル方式により受注者を公募するので、次のとおり公告する。

令和6年4月17日

東秩父村長 足立 理 助



1 業務の概要

(1) 業務名称

東秩父村新庁舎ネットワーク基本設計業務

(2) 業務内容

東秩父村新庁舎ネットワーク基本設計業務のほか、詳細は東秩父村新庁舎ネットワーク基本設計業務仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から 令和7年3月28日までとする。

(4) 参加資格

本公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべてを満たしている単体企業とする。

ア 東秩父村の指名停止措置を受けていないこと。同様に国、県及び他の地方公共団体の入札指名停止措置を受けていないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号に該当しないこと。

ウ 役員に次の①又は②のいずれかに該当する者がいないこと。

①破産者で復権を得ない者

②禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 次の①から③までのいずれかに該当する者でないこと。

①民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

②会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)がなされている者

③破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)

オ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。

カ 過去5年間(令和元年度から令和5年度)に、国または地方公共団体が発注した本業務と同種のネットワーク設計業務を受託し完了した実績を1つ以上有すること。なお、本業務と同種とは仕様書に記載の内容のことをさす。

2 審査基準

(1) 客観的評価基準

① 業務実績・実施体制

同種業務の実績、技術職員の実績を評価する。

② 業務参考見積額

あらかじめ提出を求めた見積金額に応じて評価する。

(2) 主観的評価基準

① 作業方針・スケジュール

業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合について優位に評価する。

② 提案内容

提案内容について、的確性、実現性を総合的に評価する。

③ 有益情報

これまでの実績や経験等を踏まえ、本村に有益となるような独自の提案があるかを評価する。

3 手続き等

(1) 担当課

東秩父村 企画財政課

〒355-0393 埼玉県秩父郡東秩父村大字御堂 634 番地

TEL : 0493-82-1254 (直通)

FAX : 0493-82-1562

Email : kikaku@vill.higashichichibu.saitama.jp

(2) プロポーザル実施要領等の配布期間、配布方法

①配布期間

令和6年4月17日(水)から令和6年5月20日(月)まで

②配布方法

実施要領等は、東秩父村ホームページからダウンロードにより配布する。

(3) 参加意思表明書、企画提案書等の受付期間、提出場所及び提出方法

①提出期間

令和6年4月17日(水)から令和6年5月20日(月)まで

持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

②提出場所

上記(1)担当課に同じ。

③提出方法

持参又は郵送(配達証明付書留郵便に限る ※提出期間内必着)

4 その他

(1) 審査は、企画提案書等による審査並びにプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(2) 詳細は、「東秩父村新庁舎ネットワーク基本設計業務プロポーザル実施要領」による。